

# 公印管理規程

公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団

(目的)

第 1 条 公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団印（以下「印」という。）の寸法、ひな型、管守方法その他印に関し必要事項はこの規程の定めるところによる。

(印の名称等)

第 2 条 印の名称、番号、特定用途及び管守者は、別表第 1 のとおりとし、そのひな型は別表第 2 のとおりとする。

(印の新調及び改刻等)

第 3 条 印の新調及び改刻は、会長がこれを行い、専務理事を印の管守者（以下「管守者」という。）とし、これに交付する。

(旧印の保存・廃棄)

第 4 条 印の改刻または廃止したときは、管守者において 3 年間保存しなければならない。 2 専務理事は、前項の保存期間を経過したときは、焼却の方法によってこれを廃棄することができる。

(印の台帳)

第 5 条 管守者は、別記様式による印の台帳を作成し、印の新調、改刻又は廃棄の都度必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

(管守者の任務)

第 6 条 管守者は印に関する事務をつかさどる。

2 管守者に事故があるときは、管守者が指定する職員がその職務を行うものとする。

(印の保管)

第 7 条 印は堅固な容器に納め、執務時間外及び勤務を要しない日にあつては、厳重に保管しなければならない。

(印押印状の注意)

第 8 条 印の押印を求めようとするときは、押印しようとする文書に決裁済みの書類を添えて管守者の照合を受けてから、明瞭かつ正確に押さなければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

名称	番号	書体	寸法	特定用途	管守者
法人印	1	てん書	方30ミリメートル	対外的発送文書等	専務理事
代表者の印	2	てん書	径18ミリメートル (正円形)	登記関係書類	専務理事

別表第2

